

吉岡政昭

差出人: 議会事務局 <gikai-soumu@town.abira.lg.jp>
送信日時: 2024年9月24日火曜日 8:25
宛先: 吉岡政昭
件名: Re: 田村議員の経済委員長辞任に関する報告に対する質問・意見に対する回答請求

吉岡 様

③ ~~★~~

9月19日のメールの件ですが、いただいたメールを議員に配布することになりましたのでご報告いたします。配布の時期は決まっておりません。

なお、議長からの回答については当方ではわかりません。

追伸

メールをいただいても、その日のうちに対応することはできませんのでご承知おき願います。特に議会期間中は対応できません。

また、以前に直接申し上げましたが、議長に御用があるのであれば議長と直にやり取りをなさってはいかがでしょうか。

議会事務局 木林

- >
- > 木林議会事務局長 様
- >
- > 19日の定例議会二日目に、8時52分、多田議長に対して、田村議員の経済委員長
- > 辞任に関する報告に対して、
- > 質問と意見を致しました。
- > その際に、議長と相談の上、他の議員にも、配布方を依頼しましたが、返信がありま
- > せんが、相談の結果、
- > どうなったのでしょうか？
- > 因みに、前回、8月26日にも、議員各位にも配布のお願いをしましたが、「梨のつぶ
- > て」(無視)でした。
- > 今回も、「無視」の方針ですか？
- > いずれにしても、回答しないのであれば、その旨お知らせ下さい。
- >
- >
- > 059-1501
- > 北海道勇払郡安平町早来大町141-47
- > 吉岡政昭
- >
- >

吉岡政昭

差出人: 吉岡政昭 <yoshioka1876@globe.ocn.ne.jp>
送信日時: 2024年9月24日火曜日 11:12
宛先: '議会事務局'
件名: RE: 田村議員の経済委員長辞任に関する報告に対する質問・意見に対する回答請求

木林議会事務局長 様



返信が遅くなりました。

9月19日に多田議長宛に送ったのメールは、「議員に配布することになった」こと。また、「配布の時期は決まっていない」ことの連絡、間違いなく、受け取りました。
また、「議長から（吉岡宛の）の回答については、（するかしないかを含め）当方（木林さん）はではわかりません。」とのことですね。

追伸について

「メールをいただいても、その日のうちに対応することはできませんのでご承知おき願います。特に議会期間中は対応できません。」・・・については十分理解し、承知しています。

念の為に、申し上げておきますが、私は、今まで、私がメールしたその日に回答する事を、一度たりとも、誰に対しても求めたことはありません。内容にもよりますが、私の質問、意見には一定の日数が係ることは、十分承知しておりますが、今までの体験上、「ウンもスンもない」まま、結局、返事が得られなかったことは、木林さんと多田議長と梅森議員と鳥越議員と田村議員だけです。

特に、梅森議員と鳥越議員すごいですね。何がすごいのか、別の機会にも触れますが、ちょっとだけ触れると、

「つらっと」して、時間の経つて、相手が諦めるのをのを待ってますね。個別に関してはいずれ書きますが。

また、木林議会事務局長から「以前に直接申し上げましたが、議長に御用があるのであれば議長と直にやり取りをなさってはいかがでしょう。」とありますが、あくまで「ご用」によるのではないのでしょうか。

例えば、個人的な用件の時は、「直にやりとり」をします。

しかし、この間の私の「議長に対するご用」は、個人的用件ではないのです。議長としても「公用」を果たすべきだ、との私の個人的要求なのです。

例えば、議会運営委員会に「反省会」的なものを設けるべきだとする梅森議員の主張は、その理由が、梅森議員の個人的主観的感覚を、議運の規則にもない理由を持ち出して、議運としての「対応」強く要求しました。それに対し私は、質問書を出しました。議運に出した質問に対して、梅森議員が、「これらの質問に議運としていちいち答えなければならないのか」と、基礎基本のルールを知らず、挙げ句の果てに、聞きたいなら、発言した私に聞けば答えるから」と虚勢発言。そのとき、「まともな正解」を言ったのは、工藤隆男議員でした。正式に議運に来た質問ならば、議運で答えるべきだ」という組織を念頭に置い

た趣旨の発言がありました。そのとき、高山議運の委員長が、「せっかく言ってくれているんだから」と組織的扱いではなく、個人的に扱いにしました。(議事録では把握していますが、趣旨のみ) こういう時こそ、多田議員は、「これは個人問題ではなく、組織問題だから、組織のあり方に対して来ている質問だから、議運として協議し、議運の委員長の名で回答すべきだ」とオブザーバーであっても、指摘すべき事でした。

このあと、いろいろあるのですが、多田議長に「議運として、この問題に関し議運として議長に諮問するように」請求したら、議長は、「了解」したのですが、多田議長は、「諮問」という意味をわかっていなかったですね。

あの方は、「わかったような顔をして発言します」が、実はわかっていないことが多いのです。議運の議員が、「議会のあと帰ってしまったから、会議が開かれなかった」と答え(返事)ました。未だに、議運は開かれていないのですね。高山委員長も、「組織的運営」という意味がわかっていないのですね。

だから、多田議長は、「個人情報」という言葉は知っているけれど、どんな状況の中でのみ、有効か、と言う意味を知っていないのです。また、「政治家の進退は自分で決める」という意味を、表面的にしか、はっきり言って知らないのです。兵庫県の知事は、議会の議決までして辞職を求められました。それまで、各種団体、個人が辞任を求めています。わかりやすい例が出ていますが、今でも、田村議員に関する対応は変わらないのでしょうか。

田村議員の場合だって、事情を正確に聞いて、場合によっては、辞任を求める場面だってあり得ると考えるのは、常識です。それを、梅森議員は、「辞めるな」と言っていると聞こえてきています。

トータルして、木林議会事務局長の意見に答えますと、「公的な問題で、適切な判断が求められるときは、正式なルートを通して、第三者が、適切な助言を伝えられる状況にも、配慮する必要がある、と言うことです。

個人的関係で終わらせないために、必要な対応です。

取りあえず、返信しておきます。

-----Original Message-----

From: 議会事務局 <gikai-soumu@town.abira.lg.jp>

Sent: Tuesday, September 24, 2024 8:25 AM

To: 吉岡政昭 <yoshioka1876@globe.ocn.ne.jp>

Subject: Re: 田村議員の経済委員長辞任に関する報告に対しての質問・意見に対しての回答請求

吉岡 様

9月19日のメールの件ですが、いただいたメールを議員に配布することになりましたのでご報告いたします。配布の時期は決まっておりません。

なお、議長からの回答については当方ではわかりません。

追伸

メールをいただいても、その日のうちに対応することはできませんのでご承知おき願います。特に議会期間中は対応できません。

また、以前に直接申し上げましたが、議長に御用があるのであれば議長と直にやり取りをなさってはい

かがでしょうか。

議会事務局木林

>

> 木林議会事務局長 様

>

> 19日の定例議会二日目に、8時52分、多田議長に対して、田村議員の経済委員長

> 辞任に関する報告に対して、

> 質問と意見を致しました。

> その際に、議長と相談の上、他の議員にも、配布方を依頼しましたが、返信がありま

> せんが、相談の結果、

> どうなったのでしょうか？

> 因みに、前回、8月26日にも、議員各位にも配布のお願いをしましたが、「梨のつぶ

> て」(無視)でした。

> 今回も、「無視」の方針ですか？

> いずれにしても、回答しないのであれば、その旨お知らせ下さい。

>

>

> 059-1501

> 北海道勇払郡安平町早来大町141-47

> 吉岡政昭

>

>